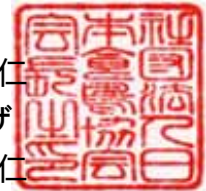


日鳥協発第18 - 212号
平成19年1月29日

関係各位様

(社)日本食鳥協会
会長 芳賀 仁
高病原性鳥インフルエンザ
関係対策本部長 芳賀 仁



国内における高病原性鳥インフルエンザが
疑われる事例の発生等に係るお知らせ

1月27日、岡山県高梁市の採卵鶏飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生し、これに伴い、同日付けをもって、「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」3局3課長連名による通知(別紙1)がなされ、また、本日、当該農場において分離されたウィルスを同定した結果、H5亜型のA型インフルエンザであることが確認(別紙2)されました。

なお、宮崎県に係るものについて、日向市の当該農場から分離されたウィルスの検査結果は、H5N1亜型のA型インフルエンザであることが確認(別紙3)され、清武町の移動制限区域内の11農場について、宮崎県が第2次清浄性確認検査を実施したところ、異常は認められなかった(別紙4)とのことです。

また、不適切な表示に関する第3報があり、不適切な表示は減少傾向にあり、累計で調査店舗約17千店舗中、270店舗が不適切な表示の確認があったものの全て撤去・修正がされた(別紙5)とのことです。

おって、日向市についても、当該農場に係る処分等は関係者の迅速な対応によりほぼ終わられており、何れの発生地においても、まん延防止と、その封じ込めに全力が注がれているところであり、清武町においては、その後清浄性が確認されており、間もなく2週間を経過するまでになっています。

今般の岡山県の事例は、今年3例目の発生であり、感染経路はこれまで判明しておりませんが、なお、万全を期した防疫の徹底方をお願いする次第です。

別紙

通知

- 1 「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」（平成19年1月27日付け18消安第12199号農林水産省総合食料局食品産業振興課長、消費・安全局動物衛生課長、生産局畜産部食肉鶏卵課長通知）

プレスリリース

- 2 岡山県におけるH5亜型のA型インフルエンザウィルスの分離について（高病原性鳥インフルエンザの発生の確認）
- 3 宮崎県において分離されたH5亜型のA型インフルエンザウィルスにおけるNA亜型判定試験の結果について
- 4 宮崎県の高病原性鳥インフルエンザに係る第2次清浄性確認検査結果について
- 5 鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況について（第3報）

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

社団法人日本食鳥協会会長 殿

農林水産省総合食料局食品産業振興課長
消費・安全局動物衛生課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、岡山県高梁市の採卵鶏飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生が確認されたところであります（別添1参照）。

先般、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことを受けて、現在のところ鶏卵及び鶏肉を食べることによってヒトが鳥インフルエンザに感染することは考えられないため国民の皆様には冷静に対応していただきたい旨の食品安全委員会委員長の談話（別添2参照）が発表され、この談話を踏まえ、貴会には、「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」（平成19年1月23日付け18生畜第2193号農林水産省総合食料局食品産業振興課長、消費・安全局動物衛生課長、生産局畜産部食肉鶏卵課長通知）により、正確な情報の伝達や適切な流通の確保につき御理解及び御協力をお願いしたところであります。

本日の高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例につきましても、先般の食品安全委員会委員長の談話を踏まえ、当該県産の鶏卵及び鶏肉の取扱いにつきまして、「 県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、当該県産であることのみを理由とした鶏卵及び鶏肉並びにこれらを使用した加工品の取引拒否等が行われることのないよう、会員の皆様への周知につき、改めて特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

プレスリリース

平成19年1月27日
農 林 水 産 省

国内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について、その概要をお知らせします。

1. 事例の概要

所在地：岡山県高梁市

飼養状況：約12,000羽(採卵鶏)

2. これまでの経過

本日(1月27日)、岡山県庁から農林水産省に高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる事例(1月26日から17羽死亡)の連絡があり、現在、現地においてウイルス分離等の病性鑑定を実施しているところです。

3. 今後の対応

(1) 緊急の措置として病性鑑定が終了するまでの間、農林水産省及び岡山県は以下の対応を実施することといたしました。

[1]家畜伝染病予防法に基づく当該農場の飼養家さんの隔離

[2]周辺農場に対する移動自粛の要請

[3]当該農場周辺の家さん飼養農場の状況等についての早急な把握

(2) 高病原性鳥インフルエンザと確認された場合には、飼養家さんの殺処分、発生場所の消毒、周辺農場における法的な移動制限等、必要な防疫措置をとることとしています。

移動の制限：鶏等の家さん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、当面、発生農場を中心とした半径10km以内の区域で実施

こうした措置は、他の養鶏農場に本病が広がることを防止するためのものです。

【報道機関へのお願い】

- 1 **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。**
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

連絡先 農林水産省消費・安全局

電 話：03-3502-8111 (代表)

担当者：動物衛生課 山口(内線 3202)

03-3502-0767(直通)

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

2004年3月11日

2005年12月15日 更新

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスがついたとしても、現在のところ、わが国においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染することは考えられません。

- ・ 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- ・ ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
- ・ 通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

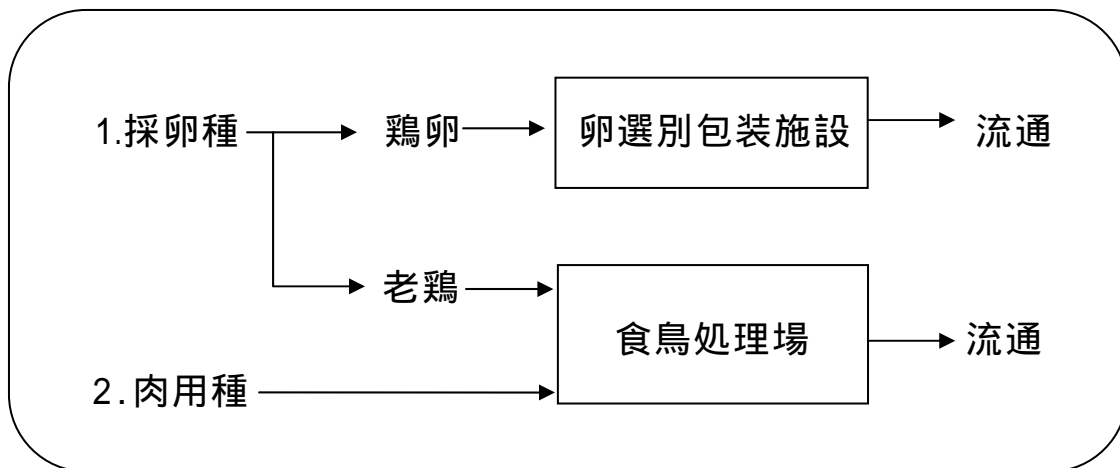
これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。海外でヒトが感染した例は、感染した鳥と密接に接触したヒトがごくまれに呼吸器を通じてウイルスが細胞に入り込んで感染したものと考えられています。

なお、WHO(世界保健機関)は、鶏などの家きん類にH5N1亜型が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

国産の鶏卵は、卵選別包装施設(GPセンター)で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。

国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60 のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。



平成19年1月29日
農 林 水 産 省

岡山県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルスの分離について
(高病原性鳥インフルエンザの発生の確認)

1. 農場の概要

岡山県高梁市、採卵鶏飼養農場(飼養羽数:約12,000羽)

2. ウイルスの同定

- (1) 1月28日、当該農場の飼養鶏からA型インフルエンザウイルスと思われるウイルスが分離されたため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において、ウイルスの同定を行ったところ、本日、当該ウイルスが、H5亜型のA型インフルエンザウイルスであることが確認された。
- (2) なお、動物衛生研究所では、引き続き、分離されたウイルスの性状の検査を行い、当該ウイルスの病原性や遺伝子型等を確認する予定。

3. 今後の防疫対応

- (1) 本日、高病原性鳥インフルエンザと確認されたことから、
 - [1] 当該発生農場における飼養家きんの殺処分
 - [2] 当該発生農場の消毒
 - [3] 当該発生農場の周辺農場における移動制限(半径10Km以内に18農場、約95万羽)等の必要な防疫措置を実施することとしたところである。
- (2) 感染経路究明チームによる、感染経路の調査・検討を行う。

【報道機関へのお願い】

- 1 **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。**
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局 動物衛生課
担当：山口
代表：03-3502-8111(内線 3202)
直通：03-3502-0767

プレスリリース

平成19年1月27日
農 林 水 産 省

宮崎県において分離されたH5亜型のA型インフルエンザウイルスにおける
NA亜型判定試験の結果について

1. ウイルスの検査結果

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所(動物衛生研究所)において、宮崎県日向市の発生農場の飼養鶏より採取したサンプルから分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスの検査を行った結果、H5N1亜型のA型インフルエンザウイルスであることが確認された。

2. 今後の対応

動物衛生研究所において、引き続き当該ウイルスの遺伝子解析を行い、結果について家きん疾病小委員会で検討する。

【報道機関へのお願い】

- 1 **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。**
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局 動物衛生課
担当: 山口
代表: 03-3502-8111(内線 3202)
直通: 03-3502-0767

プレスリリース

平成19年1月28日
農 林 水 産 省

宮崎県の高病原性鳥インフルエンザに係る第2次清浄性確認検査結果について

今回の宮崎県清武町における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域内にあり、現在、家きんを飼養している11農場について、宮崎県が第2次清浄性確認検査として、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施した結果、異常は認められなかった旨別添[PDF:6KB]により公表しましたので、お知らせします。

【報道機関へのお願い】

- 1 **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。**
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】
消費・安全局動物衛生課
担当：山口
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
代表：03-3502-8111(内線 3202)
直通：03-3502-0767

プレスリリース

平成19年1月28日
宮崎県農政水産部

清武町における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限区域内の
第2次清浄性確認検査の結果について

1月26日から実施している移動制限区域内の清浄性確認のための検査(第2次清浄性確認検査)のうち、1月26日に検査材料を採取した11農場について、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施した結果、本日、全ての農場において陰性であることが確認されました。

また、1月27日に検査材料を採取した愛玩鶏飼育の10戸については、29日夕刻以降検査結果が判明する見込みです。

【報道機関へのお願い】

高病原性鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車両からウイルスが拡散する懸念があります。また、取材ヘリ等に起因する地元住民の皆様からの苦情や、防疫作業への影響が懸念されます。このため、発生農場はもとより、その周辺の農場における取材については、厳に慎むよう改めてお願いします。

今後とも、本病に関する情報の提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先
農政水産部農政企画課
電話番号：0985-26-7123
担当者：小倉、井上

平成19年1月29日

農林水産省

鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の
不適切な表示に関する調査状況について(第3報)

1月12日から26日までの調査結果をお知らせします。不適切な表示270件が確認されましたが、すべてが撤去・修正され、また、不適切店舗数の割合も減少(0.9%)しており、小売店舗においては、引き続き冷静な対応となっています。

1. 小売店舗調査の状況

地方農政局等	1月12日～19日分		1月12日～26日分までの累計				
	調査店舗数	うち、不適切店舗数	調査店舗数	うち、不適切店舗数	うち、不適切店舗数		
					うち、撤去・修正等をした店舗数	うち、拒否した店舗数	うち、対応中等(本部と相談中)の店舗数
北海道	272	1	344	1	1	0	0
東北	456	0	798	3	3	0	0
関東	1,382	14	3,230	24	24	0	0
北陸	757	42	1,258	48	48	0	0
東海	237	4	717	8	8	0	0
近畿	2,262	30	3,099	38	38	0	0
中国四国	823	20	1,877	28	28	0	0
九州	2,499	110	5,934	119	119	0	0
沖縄	40	1	68	1	1	0	0
総合計	8,728 (100.0)	222 (2.5)	17,325 (100.0)	270 (1.6)	270 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)

なお、1月12日から19日までの調査結果では、拒否又は対応中の店舗はありませんでした。

2. 不適切な表示の事例

撤去・修正を要請した不適切な表示は、

- ・「今回発生した鶏農場との取引はしておりません。」
- ・「宮崎県で発生した高病原性鳥インフルエンザ発生地区移動制限10km区域内の鶏肉は取り扱っておりません。」
- ・「当社で販売している卵は、鳥インフルエンザの感染がない 県産の卵です。」
- ・「当店で販売しております鶏肉は、今回の発生地域のものは一切取り扱っておりません。」
- ・「当店が販売しております鶏肉、鶏卵は、発生農場から50km離れており安心です。」等の内容のものがありました。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】

消費・安全局 表示・規格課

食品表示・規格監視室

担当: 小林、田中

代表: 03-3502-8111(内線 3281,3285)

直通: 03-3502-7804